

骨髓等ドナーに助成金を交付します

氷見市では、公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓・末梢血管細胞(以下「骨髓等」という。)を提供されたドナーの方に対し、助成金を交付します。

助成の対象となる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ・ 所属する企業・団体に有給のドナー休暇制度がない方
- ・ 骨髓バンク事業において骨髓等の提供を完了した方または骨髓等の提供にかかる最終同意を行った後にドナーの自己都合以外の理由により提供が中止となった方
- ・ 骨髓等の提供日(提供が中止された場合は、中止となった日)に市内に住所がある方
- ・ 他の地方公共団体等から同様の助成金の交付を受けていない方
- ・ 本人及び同一世帯家族に市税等の滞納がない方

助成金額

骨髓等の提供を行う際に必要な通院・検査・入院の日数に 2 万円を乗じた額

なお 1 回の提供につき 7 日間(2 万円×7 日間=14 万円)を上限とします。

※ 令和 6 年 4 月 1 日以降の通院等が対象です。

申請方法

下記の必要書類を揃えて、氷見市健康課まで提出してください。

※申請書は市健康課で配布または市ホームページからダウンロードできます。

※申請は骨髓等の提供を完了した日(提供が中止された場合は、中止された日)の翌日から起算して 90 日以内に行ってください。

必要書類

1. 氷見市骨髓等ドナー助成金交付申請書兼請求書
2. 公益財団法人日本骨髓バンクが発行した骨髓等の提供に係る通院等の日数を証明する書類
3. 助成金振込先口座がわかるもの(ドナー本人名義のもの)



<お問い合わせ・提出先>

〒935-0011

氷見市中央町 12 番 21 号いきいき元気館内

氷見市健康課 成人保健担当

電話番号 74-8414